

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(滋賀)	独立行政法人労働者健康福祉機構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アパネックス御池ビル東館5F 契約担当役 所長 森 洋一	平成24年7月1日	日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区 今橋3丁目5番12号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,940,175	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
血管撮影装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年7月2日	GEヘルスケア・ジャパン(株)青森営業所 青森県青森市自由ヶ丘 2-20-40	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	3,255,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
超音波診断装置プローブ修理	独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰	平成24年7月10日	東芝メディカルシステムズ(株) 茨城県つくば市梅園2 丁目2番2号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	1,365,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
東芝X線一般撮影装置管球交換 一式	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 草野 満夫	平成24年7月24日	東芝メディカルシステムズ(株) 北海道釧路市北大通6 丁目2番地1号	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。	—	1,746,990	—	—	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。	19	
MRI室空調設備室内外機交換工事	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成24年9月3日	三建設備工業(株)北海道支店 北海道札幌市北区北1 5条西2丁目1番1号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	3,150,000	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
高エネルギー放射線治療システム再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 西川 哲男	平成24年9月25日	日本GE(株) 東京都港区赤坂5丁目 2番20号赤坂パークビル	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,968,750	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気メスリース	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成24年9月27日	JA三井リース(株) 東京都品川区東五反田2丁目10番2号	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,620,800	—	—	早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。	13	
全身用コンピューター断層撮影システム再リース	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 西川 哲男	平成24年9月28日	東芝医用ファイナンス(株) 東京都文京区本郷3丁目15番2号	再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,392,300	—	—	使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。	19	